

令和7年度 事業計画

《基本方針》

団塊の世代のすべてが75歳以上になる「2025年問題」の到来を迎え、ひたちなか市においても、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、生活困窮世帯の増加、地域の絆の希薄化など、様々な社会問題が顕在化しています。また、令和6年元日の能登半島地震の発生をはじめ、全国各地で様々な災害が頻発する中、地域の絆の維持や共助の機運の醸成、ボランティア活動の推進など、社協が担っている取組は、いざというときの住民生活を支える力としてもますます重要なものとなっています。

このようなことを踏まえ、令和7年度においても、支部福祉活動、サロン活動や福祉団体活動、ボランティア活動、子ども食堂など、市民が福祉に関わる場の支援を行うとともに、地域や各種機関と協働しながら、住みよい地域づくりを進める地域福祉推進体制を整備してまいります。また、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、その人らしさを尊重したきめ細かい支援の充実に努めるとともに、小地域ネットワークの促進や生きがい活動の推進などに取り組んでまいります。

令和5年10月から開始した障害福祉サービス事業所においては、生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型の3種類のサービスを通じて、利用者が安心して過ごせる場の充実を図ってまいります。令和5年度より開設した基幹相談支援センターは、障害福祉サービス事業所等との連携強化を図り、研修企画、地域の体制づくりを進めるとともに、必要な援助や情報提供を行う中核的な機関として地域の支援体制の強化を図ってまいります。また、障害者のための相談支援や計画相談支援事業では、当人や家族、または施設団体に対し社会に受けこみ自立した生活を送れるように、きめ細やかな支援を進めてまいります。

介護保険関連事業では、高齢者の自立支援や介護予防の推進に重点をおきながら、関係機関とのネットワークを強化し、介護サービスの一層の充実と支援を行ってまいります。

令和7年度も、地域住民をはじめ、地域団体や福祉関係機関、行政などと連携しながら、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」に取り組んでまいります。

《重点項目》

1. 地域に根差した福祉活動の充実（社協支部福祉活動・地域福祉推進体制整備・ふれあいサロン活動など）
2. 福祉の担い手の拡充及びボランティア活動への参加促進
3. 支援を必要とする方の自立と生活を支える支援体制の充実
4. 障害のある方が利用しやすい障害福祉サービス、発達支援及び相談支援体制等の充実
5. 高齢者の健康と安心を支える介護予防・介護保険事業及び介護保険関連委託事業の推進
6. 高齢者が住みよい環境づくり・生きがいつくりと高齢者クラブ活動支援
7. 地域を基盤とした社会福祉事業の推進

《重点事業概要》

1. 地域に根差した福祉活動の充実

【地域福祉推進事業】

市内84自治会を社協支部に指定し、社協支部（自治会）を核として、市内全域で地域福祉活動を推進してまいります。

支部福祉活動では、社協支部長を中心に支部運営委員や民生委員・児童委員等と連携を図り、地域内の福祉施策対象者の把握や小地域ネットワークの組織化、福祉懇談会、三世代交流事業など、多世代にわたる住民が参加して共に支えあう地域づくりの事業を展開いたします。

地域福祉推進体制整備事業では、現在3地区で話し合いの場を開催しており、各地域コーディネーター1名を配置し関係機関や地域住民と共に活動しております。今後も関係機関等と連携して推進します。

また、住民の自発的な活動である「ふれあい・いきいきサロン」活動に、『ふれあい福祉活動費』の交付や研修交流会などの支援を行います。

【社協支部活動費補助等】

【補助金等】	【財源】	【内容】
■支部補助金	社協会費	会費納入額の30%（千円未満切り捨て）
■支部福祉活動助成金	社協会費及び共同募金	基本額4万円と100円/世帯×当該年度社協会費納入世帯分を合わせた額（上限12万円）
■支部敬老の集い事業補助	共同募金（一般募金）	社協支部の敬老会開催に対する定額補助 1支部あたり 50,000円
■支部長研修負担金	社協会費	支部長研修会の経費一部負担
■小地域ネットワーク組織啓発助成金	市委託金	啓発会議開催費として助成
■小地域ネットワーク組織活動助成金	市委託金	ネットワーク運営のため、ネット数に応じて助成
■ふれあい福祉活動費補助	市補助金及び共同募金（歳末募金）	ふれあい・いきいきサロン等の活動に対し、開催回数に応じた活動補助・立ち上げ補助・強化補助・活動保険補助

2. 福祉の担い手の拡充及びボランティア活動への参加促進

【ボランティア活動センターの運営】

ボランティア活動センターは、ボランティアの受付窓口として、相談、ニーズ受付、コーディネートを行うほか、新規ボランティアの養成にも取り組み、市内のボランティア活動の充実・拡大を図ります。

また、市内の小中学校等を「福祉教育校」として、児童・生徒の福祉学習の支援を行うとともに、多様なボランティアグループの支援やボランティア連絡協議会の運営にも協力してまいります。

【ボランティア活動センター事業】

- ボランティアに関する相談・受付・調整及び情報提供
- ボランティア活動センター運営委員会の開催
- ボランティアグループの活動・支援、ボランティア連絡協議会の運営協力
- ボランティアの養成
(出前講座、ボランティアスクール、福祉体験学習サポーター養成講座など)
- 福祉教育に関する事業
- ボランティア通信やSNSを利用してボランティア情報の提供
- ボランティア連絡協議会の活動支援
- ボランティア保険加入手続き（災害時の被災地対応含む）

3. 支援を必要とする方の自立と生活を支える支援体制の充実

高齢者、障害者、低所得者など支援を必要とする方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携も進めながら各種支援事業を展開します。自立した生活を継続して送れるよう、多様な生活課題に向き合い、個々の状況に応じた支援体制の充実に努めます。

【権利擁護に関する支援】

●成年後見中核機関事業（市受託事業）

成年後見制度の利用促進に関して、地域連携ネットワークの中核となる機関です。成年後見制度などに関する相談や手続き利用支援、広報・啓発、市民後見人の支援を行い、円滑な制度利用が出来るよう支援します。

●法人後見サポート事業（自主事業）

判断能力の十分でない高齢者や障害者の権利や財産を守ります。

親族がない、もしくは、様々な理由により親族が後見人等になれない場合でも、当社協が法人として成年後見人等になることで、本人に代わって金銭管理及び身上保護を行い、安心して生活が送れるように支援します。

●日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症、知的障害、精神障害などによって、判断能力が不十分な方や自分で十分な判断をすることができない方の生活にかかる相談に応じて、利用者本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行います。利用者の希望をもとに専門員が適切な支援計画をつくり、生活支援員がサービスを提供することで、自立した生活ができるよう支援します。

【生活困窮に関する支援】

- 生活福祉資金貸付事業（本則貸付）（県社協受託事業）

低所得、障害者、高齢者の世帯に、生活の安定と経済的自立を図るための生活資金の貸付と生活改善に向けた相談支援を行います。

- 生活福祉資金貸付事業 借受人へのフォローアップ支援（特例貸付）（県社協受託事業）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入減少した世帯が、生活資金として借入した特例貸付の償還について、積極的な架電・訪問などを行うプッシュ型の手法で、相談支援や一時的な償還猶予など、世帯状況に応じた各種申請手続きを行います。

- 緊急時食料等提供支援事業（自主事業）

生活が困窮している世帯に対して、緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった際、生活に必要な食料などを提供することで、短期的に生活がつながるよう支援します。

- 小口貸付資金事業（自主事業）

緊急かつ一時的な事情により生活困窮と認められる世帯に対し、世帯全員の生活状況及び収入や負債などの世帯状況を総合的に判断した上で、無利子で生活資金の貸付を行い、当面の生活を支援します。

※生活困窮に関する各種支援事業は、市の生活困窮者自立相談支援機関と連携し、経済的に困りの世帯が抱える課題の解決に向け支援します。

4. 障害のある方が利用しやすい障害福祉サービス、発達支援及び相談支援体制等の充実

障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日中活動の場の提供に加え、各種相談・情報提供をまいります。

【日中活動支援】

- 障害福祉サービス事業（自主事業）

令和5年10月から開始した障害福祉サービス通所事業については、生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型の3種類のサービスを提供しております。通所者が安心して過ごせる日中の場を提供するとともに、健康づくりのためのヨガを実施するなど、利用者が様々な体験をすることができる場の創出に努めてまいります。

- 地域活動支援センター（市受託事業）

障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流促進等を提供します。また、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを併せて実施します。障害福祉サービスの開始に伴い、障害者が地域やボランティアの方と気軽に交流できる場を提供してまいります。

- 発達支援事業（市受託事業）

発達に心配のある未就園のお子さんに対し、親子通所で療育支援および保育を行い、お子さんの発達の支援をしていきます。また、保護者の方々の相談を受けたり、地域の関係機関と連携を図りながら、お子さんの成長を支援します。

【相談・情報提供】

●障害者基幹相談支援センター事業（市受託事業）

地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として設置した基幹相談支援センターについては、障害福祉サービス事業者等の関係者と連携し、各種研修会や相談会、相談支援専門員向けの講習会や勉強会などを実施し、地域の相談支援体制の強化を図ってまいります。

●障害者相談支援事業（市受託事業）

障害のある方の福祉に関する様々な問題について、障害のある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行ってまいります。

●障害児者計画相談支援事業（自主事業）

障害福祉サービス等を実施するにあたり、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を行ってまいります。障害児・者の自立した生活を支え、障害児・者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援してまいります。

5. 高齢者の健康と安心を支える介護予防・介護保険事業及び介護保険関連委託事業の推進

介護保険関連事業では、高齢者の自立支援に重点をおき、居宅でのサービスや介護予防、また心身の障害等により日常生活で支援が必要とされる方々に対して、関係法令を遵守し介護サービス等を提供いたします。また、高齢者の介護予防と認知機能維持を目的とした通所型の介護予防サービスを実施してまいります。

安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護サービスの充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、利用者の皆様を支援してまいります。

【介護予防・介護保険事業】

●居宅介護支援事業（自主事業）

要支援・要介護者及び事業対象者が介護（予防）サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援計画等の作成及び介護サービス事業所との連絡調整や情報提供を行います。

居宅介護支援計画は、本人や家族の希望を伺いながら、本人の心身の状態に合わせ、適切な介護サービスを提供する事業所や医療機関との連絡・調整を行い作成します。

また、市町村から委託を受け介護認定調査を行う法人として、介護認定の新規申請者及び更新者の介護認定調査を行います。

●訪問介護事業（自主事業）

要支援または要介護状態となった方が在宅においてその人の有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活が営めるよう、訪問介護員が支援を行います。

①身体介護 入浴・排せつ・食事等の介護

②生活援助 調理・洗濯・掃除や必要な日常生活の援助

●障害福祉サービス事業（自主事業）

身体障害又は知的障害の方が在宅において可能な限り自立した日常生活が営めるよう家事及び身体の介護、外出の介助等の支援を行います。

●介護予防支援事業所金上（自主事業）

要支援者及び事業対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるように、介護予防支援計画の作成及び介護予防サービス事業所との連絡調整や情報提供を行います。

介護予防支援計画は、本人や家族の希望を伺いながら、本人の心身の状態に合わせ、適切な介護予防サービスを提供する事業所や医療機関との連絡・調整を行い作成します。

【介護保険関連受託事業】

●勝田第一中学校区地域包括支援センター（おとしより相談センター）（市受託事業）

勝田第一中学校区内にお住まいの高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が、ご本人や家族等から受けた相談に対応し、医療機関や介護サービス事業所等適切な機関と連携して解決に努めます。

①総合的な相談窓口（高齢者の実態把握 虐待・権利擁護相談など）

②包括的・継続的なマネジメント（ケアマネジャー間のネットワークの構築・連携、困難事例に対する助言など）

●認知症地域支援推進事業（認知症地域支援推進員の配置）（市受託事業）

認知症の方やその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療機関・介護サービス事業所など関係機関との連携体制を構築し、認知症カフェや家族のつどいを開催するなど、様々な支援の実施や相談体制を構築します。

また、認知症サポーター養成講座などの啓発活動を行い認知症の理解促進に努めます。

○担当地区：勝田第一中学校区・大島中学校区

※地域包括支援センター職員と連携し、認知症の方の実態把握や本人・家族の相談支援にあたります。

●通所型予防サービス事業（市受託事業）

金上ふれあいセンター及び老人福祉センター高場荘において、通所型介護予防事業を行い、介護予防の推進を図ります。

要支援者及び要支援状態となる可能性がある高齢者に対しては、運動機能の維持・向上、生活機能の改善を目的としたプログラムを提供します。一般の高齢者に対しては、健康増進を目的とした体操や認知機能低下予防のための脳トレーニング、創作活動等を行います。

6. 高齢者が住みよい環境づくり・生きがいづくりと高齢者クラブ活動支援

高齢者が生きがいをもって生活が送れるよう、高齢者関連事業の実施と、高齢者クラブ活動の支援をします。

【高齢者事業】

○社協自主事業・補助事業

●高齢者相談事業（ふたり暮らし高齢者世帯・日中ひとり暮らし世帯訪問）

●金婚祝賀会の開催

●敬老会への補助

●高齢者クラブ育成及び活動支援

●高齢者外出支援事業

○市受託事業

- 生きがい対策事業（高齢者大学、市長杯高齢者スポーツ大会、県参加事業）
- 小地域ネットワーク事業
- 老人福祉センター（大島荘、高場荘、みなと荘）の管理運営

7. 地域を基盤とした社会福祉事業の推進

○自主事業

- 災害ボランティアネットワーク事業の推進とリーダー養成研修・災害ボランティア養成講座の実施及び災害時対応用品の整備
- 共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）運動の展開
- 社会福祉大会（功労者表彰式及び福祉講演会）の開催
- 善意銀行の運営
- 法人後見サポート事業、日常生活自立支援事業
- 社協だより「福祉ひたちなか」の発行（年6回）及びホームページの運営
- 要援護者への相談及び生活支援（生活福祉資金・小口貸付資金）や食糧支援
- 日常生活用具貸与事業（車いす）
- 地域活動用及び健康増進用の物品貸し出し
- 多様な福祉事業展開のため福祉人材の確保
- 職員の資質向上を目的とした研修及び資格取得支援

○市受託事業

- 地域福祉推進体制整備事業（生活支援体制整備事業）
- 成年後見制度利用促進に伴う中核機関事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 福祉バス（大型・中型）の管理運営

○指定管理事業

- 総合福祉センター、那珂湊総合福祉センター、ふれあい交流館、金上ふれあいセンターの管理運営

支部福祉活動やサロン活動をはじめ、地域住民の活用を推進し、地域住民の健康増進、地域コミュニティの活性化を図っていきます。また、フリースペースの充実や、イベントを開催することで、施設利用者の増加を目指します。